

三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例

平成11年3月19日
三重県条例第2号

改正 平成12年7月13日 三重県条例第65号
平成13年3月27日 三重県条例第47号
平成15年3月17日 三重県条例第9号
平成17年10月21日 三重県条例第67号
平成19年3月20日 三重県条例第17号
平成24年10月19日 三重県条例第56号
令和3年12月27日 三重県条例第52号

障害のある人もない人も、高齢者も若者も、すべての人の人権が尊重され、共に暮らすことができる社会を実現することは、私たち県民すべての願いである。

こうした社会を実現するためには、社会のあらゆる分野におけるすべての人々の社会参加の機会を確保し、一人一人が互いの価値を認め合いながら、自由に行動し、安全で快適に生活できるユニバーサルデザインのまちづくりに取り組む必要がある。

ここに、私たちは、障害者、高齢者等にとって暮らしやすいまちが、すべての人にとって暮らしやすいまちであるという認識に立ち、共に力を合わせ、人間性豊かな社会の実現を目指して、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、ユニバーサルデザインのまちづくりに関し、県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、施策の基本方針を定めることにより、ユニバーサルデザインのまちづくりを総合的に推進し、もって障害者、高齢者等を始めとするすべての県民が自由な活動や平等な社会参加ができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 ユニバーサルデザインのまちづくり 障害の有無、年齢、性別等にかかわらず、すべての県民が社会のあらゆる分野の活動に参加でき、安全かつ快適な生活を営むことができるようあらかじめ配慮されたまちづくりをいう。
- 二 障害者、高齢者等 障害者、高齢者、妊産婦、子ども、外国人等で日常生活又は社会生活において制限を受ける者をいう。

三 公共的施設 官公庁施設、医療施設、社会福祉施設、商業施設、文化施設、体育施設、宿泊施設、教育施設、公共交通機関の施設、道路、公園その他の不特定かつ多数の者の利用に供する施設で規則で定めるものをいう。

四 特定施設 公共的施設のうち、特定道路（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下この号及び第21条において「法」という。）第2条第10号の特定道路をいう。）、特定公園施設（法第2条第15号の特定公園施設をいう。）その他の特に障害者、高齢者等が日常生活又は社会生活を営む上で整備することが必要な施設として規則で定めるものをいう。

五 公共車両等 一般旅客の用に供する鉄道の車両、自動車及び船舶で、規則で定めるものをいう。

六 公共工作物 案内標識、公衆電話所その他の公共の用に供する工作物で規則で定めるものをいう。

七 施設等 公共的施設、公共車両等、公共工作物及び住宅をいう。

（県の責務）

第3条 県は、市町との連携並びに事業者及び県民との協働の下に、ユニバーサルデザインのまちづくりに関する総合的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

2 県は、自ら設置し、又は管理する施設等について、障害者、高齢者等を始めとするすべての人が安全かつ快適に利用できるよう整備するものとする。

第4条 削除

（事業者の責務）

第5条 事業者は、県が実施するユニバーサルデザインのまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、自ら設置し、又は管理する施設等について、障害者、高齢者等を始めとするすべての人が安全かつ快適に利用できるようその整備に努めるものとする。

（県民の責務）

第6条 県民は、ユニバーサルデザインのまちづくりに関して理解を深めるとともに、県が実施するユニバーサルデザインのまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 県民は、障害者、高齢者等を始めとするすべての人が施設等を安全かつ快適に利用できるよう配慮するとともに、その利用の妨げとなる行為をしてはならない。

第2章 ユニバーサルデザインのまちづくりの基本方針等

(基本方針)

第7条 県は、次に掲げる基本方針に基づき、ユニバーサルデザインのまちづくりに関する施策を総合的に実施するものとする。

- 一 すべての県民がユニバーサルデザインのまちづくりに理解を深め、積極的にこれに参画するよう意識の高揚を図ること。
- 二 すべての県民が自由に移動し、及び安全かつ快適に暮らすことができるよう施設等の整備を推進すること。
- 三 誰もが使いやすい製品、良質なサービス及び分かりやすい情報がすべての県民に提供されるよう事業者等への支援等を推進すること。

(ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画の策定等)

第8条 知事は、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進するための基本的な計画（以下「推進計画」という。）を策定するものとする。

- 2 県は、推進計画を実施するため、必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。
- 3 知事は、推進計画を策定するに当たっては、あらかじめ、次条第一項の三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会の意見を聴き、議会の議決を経なければならない。
- 4 前項の規定は、推進計画の変更について準用する。

(三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会)

第9条 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進のために必要な事項を調査審議するため、三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

- 2 協議会は、ユニバーサルデザインのまちづくりの推進に関する事項について、知事に意見を述べることができる。
- 3 協議会は、委員15人以内で組織する。
- 4 委員は、学識経験を有する者その他知事が適当と認める者のうちから、知事が任命する。
- 5 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。

第3章 ユニバーサルデザインのまちづくりに関する施策

(啓発及び情報の提供)

第10条 県は、ユニバーサルデザインのまちづくりに関し、県民及び事業者の理解を深め、自発的な活動を促進するため、必要な啓発及び情報の提供を行うものとする。

(教育の充実等)

第11条 県は、県民の人権を尊重する意識を育成し、県民の障害者、高齢者等に対する理解と共感の心を醸成するため、幼児教育、学校教育及び生涯学習の充実その他必要な施策を推進するものとする。

(ボランティア活動等の促進)

第12条 県は、ユニバーサルデザインのまちづくりに関し、ボランティア活動を始めとする自由な社会貢献活動を促進するため、情報の提供、活動基盤の整備その他必要な施策を推進するものとする。

(安全な生活の確保)

第13条 県は、障害者、高齢者等を始めとするすべての人が安全に日常生活を営むことができるよう防犯、防災及び交通安全の確保に関し必要な施策を推進するものとする。

(人材の養成等)

第14条 県は、障害者、高齢者等を始めとするすべての人の社会参加を促進し、その自立した生活を支援するため、介助等の知識及び技能を有する者の養成、確保及び資質の向上を図るために必要な施策を推進するものとする。

(福祉用具等に関する研究開発等)

第15条 県は、障害者、高齢者等の自立及び社会参加の促進並びに介護者の負担の軽減を図るため、福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律（平成5年法律第38号）第2条に規定する福祉用具等に関する研究及び開発を促進し、並びにこれらの成果の普及を図るものとする。

(情報の利用等)

第16条 県は、障害者、高齢者等を始めとするすべての人が円滑に情報を利用し、及びその意思を表示して社会参加できるよう情報伝達手段の充実に必要な施策を推進するものとする。

第4章 公共的施設等の整備

第1節 公共的施設の実備

(整備基準)

第17条 知事は、公共的施設の実備に関し、障害者、高齢者等が安全かつ快適に利用できるようにするために必要な基準（以下「整備基準」という。）を定めるものとする。

2 整備基準は、出入口、廊下、階段、昇降機、便所、敷地内の通路、駐車場その他の知事が必要と認めるものについて、公共的施設の区分に応じて規則で定める。

(整備基準の遵守)

第18条 公共的施設の新築、新設、増築、改築、用途の変更（施設の用途を変更して公共的施設とする場合を含む。）、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第十四号に規定する大規模の修繕又は同条第十五号に規定する大規模の模様替（以下「新築等」という。）をしようとする者は、当該公共的施設（当該新築等に係る部分に限る。）について整備基準を遵守しなければならない。ただし、規模、構造、地形若しくは敷地の状況その他やむを得ない事由により、整備基準を遵守することが困難であると知事が認める場合は、この限りでない。

2 公共的施設を所有し、又は管理する者（以下「公共的施設の所有者等」という。）は、当該公共的施設を整備基準に適合させるよう努めるものとする。

(適合証の交付)

第19条 公共的施設の所有者等は、当該公共的施設を整備基準に適合させているときは、規則で定めるところにより、知事に対し、当該公共的施設が整備基準に適合していることを証する証票（以下「適合証」という。）の交付を請求することができる。

2 知事は、前項の規定による請求があった場合において、当該公共的施設が整備基準に適合していると認めるときは、規則で定めるところにより、当該請求をした者に対し、適合証を交付するものとする。

3 知事は、前項の規定により適合証を交付した場合において、当該交付に係る公共的施設が、整備基準に適合している旨を公表することができる。

(維持保全)

第20条 公共的施設の所有者等は、当該公共的施設の実備基準に適合させたときは、当該適合させた部分の機能を維持するよう努めなければならない。

第2節 特定施設の整備

(事前協議)

第21条 特定施設の新築等をしようとする者は、その計画（整備基準に適合させるべき部分を含まない計画を除く。）について、規則で定めるところにより、あらかじめ、知事に協議しなければならない。これを変更（規則で定める軽微な変更を除く。）しようとするときも、同様とする。ただし、法第17条第1項の規定により計画の認定を申請したときは、この限りでない。

2 知事は、前項の規定による協議があった場合において、当該協議に係る特定施設が整備基準に適合しないと認めるときは、当該協議をした者に対し、必要な指導及び助言を行うことができる。

(工事完了の届出)

第22条 前条第1項の規定による協議をした者は、当該協議に係る工事を完了したときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

(完了検査)

第23条 知事は、前条の規定による届出があったときは、当該届出に係る特定施設が整備基準に適合しているかどうかの検査を行うものとする。

(勧告)

第24条 知事は、特定施設の新築等をしようとする者が第21条第1項の規定による協議を行わずに当該工事に着手したときは、その者に対し、当該協議を行うべきことを勧告することができる。

2 知事は、第21条第1項の規定による協議をした者が当該協議の内容と異なる工事を行ったときは、その者に対し、当該協議の内容に従った工事を行うべきことその他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

3 知事は、第21条第2項の規定による指導及び助言を受けた者が正当な理由なく当該指導及び助言に従わなかったときは、その者に対し、当該指導及び助言に従うべきことその他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

(公表)

第25条 知事は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その者の氏名、当該勧告の内容その他の規則で定める事項を公表することができる。

2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該勧告を受けた者に対し、弁明の機会を与えなければならない。

(報告の徴収及び立入調査)

第26条 知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、特定施設を所有し、又は管理する者に対し、当該特定施設の整備基準への適合状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、その職員に、特定施設に立ち入り、当該特定施設の整備基準への適合状況を調査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

第3節 公共車両等の整備等

(公共車両等の整備)

第27条 公共車両等を所有し、又は管理する者は、当該公共車両等について、障害者、高齢者等を始めとするすべての人が安全かつ快適に利用できるよう整備に努めるものとする。

(公共工作物の整備)

第28条 公共工作物を設置し、又は管理する者は、当該公共工作物について、障害者、高齢者等を始めとするすべての人が安全かつ快適に利用できるよう整備に努めるものとする。

(住宅の整備)

第29条 県民は、その所有する住宅について、将来にわたって安全かつ快適に生活できるよう整備に努めるものとする。

2 住宅を供給する事業者は、当該事業を実施するに当たっては、障害者、高齢者等を始めとするすべての人が安全かつ快適に利用できるよう配慮された住宅の供給に努めるものとする。

第5章 雑則

(国等に関する特例)

第30条 国、地方公共団体その他規則で定める者(以下「国等」という。)については、第21条から第26条までの規定は適用しない。ただし、国等は、特定施設の新築等をしようとするときは、あらかじめ、知事にその内容を通知しなければならない。

2 知事は、前項ただし書の規定による通知があったときは、国等に対し、整備基準への適合等について必要な措置を講じるよう要請を行うことができる。

(委任)

第31条 この条例に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成11年4月1日から施行する。ただし、第4章の規定は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年7月13日三重県条例第65号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年3月27日三重県条例第47号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成13年4月1日から施行し、同日以降に策定される計画について適用する。

附 則（平成15年3月17日三重県条例第9号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年10月21日三重県条例第67号）

この条例は、平成18年1月10日から施行する。

附 則（平成19年3月20日三重県条例第17号）

（施行期日）

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第21条第1項ただし書の改正規定は、公布の日から施行する。

（三重県の事務処理の特例に関する条例の一部改正）

2 三重県の事務処理の特例に関する条例（平成12年三重県条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第2第25号の項及び第26号の項中「三重県バリアフリーのまちづくり推進条例」を「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」に改める。

附 則（平成24年10月19日 三重県条例第56号）

（施行期日）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（令和3年12月27日 三重県条例第52号）

（施行期日）

この条例は、公布の日から施行する。

三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例施行規則

三重県規則第 118 号	平成 11 年 12 月 28 日
改正 三重県規則第 37 号	平成 16 年 3 月 31 日
改正 三重県規則第 15 号	平成 19 年 3 月 20 日
改正 三重県規則第 36 号	平成 22 年 4 月 2 日
改正 三重県規則第 23 号	平成 25 年 3 月 29 日
改正 三重県規則第 47 号	平成 29 年 4 月 18 日
改正 三重県規則第 9 号	令和元年 6 月 25 日
改正 三重県規則第 29 号	令和 3 年 2 月 19 日
改正 三重県規則第 137 号	令和 3 年 12 月 27 日
改正 三重県規則第 36 号	令和 7 年 4 月 8 日

(趣旨)

第 1 条 この規則は、三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例(平成 11 年三重県条例第 2 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公共的施設)

第 2 条 条例第 2 条第 3 号の規則で定める公共的施設は、別表第 1 の左欄に掲げるものとする。

(特定施設)

第 3 条 条例第 2 条第 4 号の規則で定める特定施設は、別表第 1 の左欄に掲げるもののうち、同表の右欄に掲げるものとする。

(公共車両等)

第 4 条 条例第 2 条第 5 号の規則で定める公共車両等は、次に掲げるものとする。

- (1) 海上運送法(昭和 24 年法律第 187 号)第 2 条第 5 項に規定する一般旅客定期航路事業の用に供する旅客船
- (2) 道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号)第 3 条第 1 号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業又は同号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車
- (3) 移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備並びに旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令(平成 18 年国土交通省令第 111 号)第 2 条第 1 項第 11 号に規定する鉄道車両

(公共工作物)

第 5 条 条例第 2 条第 6 号の規則で定める公共工作物は、次に掲げるものとする。

- (1) 案内標識
- (2) 公衆電話所
- (3) 交通信号機

- (4) 銀行その他の金融機関の現金自動支払所
- (5) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認めるもの

(整備基準)

第6条 条例第17条第2項の規則で定める整備基準は、別表第2のとおりとする。

(適合証の交付)

第7条 条例第19条第1項の規定による適合証の交付の請求は、適合証交付請求書(第1号様式)に整備基準適合表(第2号様式)及び別表第3に定める書類(以下「適合表等」という。)を添付して行うものとする。ただし、条例第21条第1項によるあらかじめ知事にする協議(以下「事前協議」という。)を完了し、又は条例第30条第1項ただし書に規定する通知を行っている場合においては、適合表等の添付を省略することができる。

2 条例第19条第2項の規定による適合証の交付は、知事が別に定める様式により行うものとする。

(適合証の返還)

第8条 知事は、条例第19条第2項の規定により適合証の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その者に対し、適合証を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の行為により適合証の交付を受けたとき。
- (2) 適合証の交付の対象となった公共的施設が整備基準に適合しないことが判明したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が適合証を返還させることが適当であると認めるとき。

(事前協議)

第9条 事前協議は、特定施設の新築等に係る基本計画等を策定するまでに、特定施設新築等協議申請書(第3号様式)に適合表等を添付して行うものとする。

2 条例第21条第1項の規定による変更の協議は、特定施設新築等変更協議申請書(第3号様式)に適合表等を添付して行うものとする。

(軽微な変更)

第10条 条例第21条第1項の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 整備基準の適用がない部分の変更
- (2) 整備基準に適合している部分を障害者、高齢者等がより安全かつ快適に利用できるようにする変更
- (3) 工事着手又は工事完了の予定年月日の変更で3月以内のもの

(工事完了の届出)

第 11 条 条例第 22 条の規定による工事完了の届出は、特定施設工事完了届出書(第 4 号様式)により行うものとする。

(公表する事項等)

第 12 条 条例第 25 条第 1 項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 勧告を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主な事務所の所在地)

(2) 勧告の内容

(3) 勧告の対象となった特定施設の名称及び所在地

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

2 条例第 25 条第 1 項の規定による公表は、三重県公報への登載その他知事が適当と認める方法により行うものとする。

(身分証明書)

第 13 条 条例第 26 条第 3 項に規定する身分を示す証明書の様式は、第 5 号様式のとおりとする。

(国等とみなされる法人)

第 14 条 条例第 30 条第 1 項の規則で定める者は、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 18 条の規定の適用について、法令の規定により国又は地方公共団体とみなされる法人とする。

(国等の通知)

第 15 条 条例第 30 条第 1 項ただし書の規定による通知は、特定施設新築等通知書(第 6 号様式)に適合表等を添付して行うものとする。

(書類の提出部数)

第 16 条 条例及びこの規則の規定による申請書等については、第 9 条に規定する書類にあっては 2 部、その他の書類にあっては 1 部を提出するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 6 条から第 16 条までの規定は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に工事中の公共的施設の新築、新設、増築、改築、用途の変更（施設の用途を変更して公共的施設とする場合を含む。）、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 14 号に規定する大規模の修繕又は同条第 15 号に規定する大規模の模様替（以下「新築等」という。）については、第 6 条及び三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例（平成 11 年三重県条例第 2 号。以下「条例」という。）第 17 条に規定する整備基準は、改正後の三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に存する公共的施設については、第 8 条の規定は、改正後の規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 施行日から障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）附則第 1 条第 3 号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、改正後の規則別表第 1 の 1 の表第 3 号の項中「供する施設」とあるのは、「供する施設、障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）附則第 41 条第 1 項の規定によりなお従前の例により運営することができる」とされた同法附則第 41 条第 1 項に規定する身体障害者更生援護施設、同法附則第 48 条の規定によりなお従前の例により運営することができる」とされた同法附則第 48 条に規定する精神障害者社会復帰施設」とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に工事中の公共的施設の新設又は改築については、この規則による改正後の三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例施行規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和元年 7 月 1 日から施行する。ただし、別表第 2 第 1 の「10 客室」の項及び第 2 号様式（その 1）の改正規定は、令和元年 9 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に工事中の公共的施設の新築、新設、増築、改築、用途の変更（施設の用途を変更して公共的施設とする場合を含む。）、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 14 号に規定する大規模の修繕又は同条第 15 号

に規定する大規模の模様替については、第 6 条及び三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例（平成 11 年三重県条例第 2 号）第 17 条に規定する整備基準は、この規則による改正後の三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 この規則の施行の際現に存する公共的施設については、第 8 条の規定は、改正後の規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例施行規則（次項において「改正前の規則」という。）の規定に基づいて提出されている整備基準適合表等は、改正後の規則に基づいて提出された整備基準適合表等とみなす。
- 5 この規則の施行の日前に、改正前の規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に工事中の公共的施設の新築、新設、増築、改築、用途の変更（施設の用途を変更して公共的施設とする場合を含む。）、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 14 号に規定する大規模の修繕又は同条第 15 号に規定する大規模の模様替については、第 6 条及び三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例（平成 11 年三重県条例第 2 号）第 17 条に規定する整備基準は、この規則による改正後の三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に存する公共的施設については、第 8 条の規定は、改正後の規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 この規則の施行の際改正前の三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例施行規則（次項において「改正前の規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、改正後の規則の規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。
- 5 この規則の施行の日前に、改正前の規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条^{*}の規定は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に工事中の公共的施設の新築、新設、増築、改築、用途の変更(施設の用途を変更して公共的施設とする場合を含む。)、建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第14号に規定する大規模の修繕又は同条第15号に規定する大規模の模様替については、第6条及び三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例(平成11年三重県条例第2号)第17条に規定する整備基準は、この規則による改正後の三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例施行規則(次項及び第4項において「改正後の規則」という。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に存する公共的施設については、第8条の規定は、改正後の規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例施行規則(次項において「改正前の規則」という。)の規定に基づいて提出されている整備基準適合表等は、改正後の規則に基づいて提出された整備基準適合表等とみなす。
- 5 この規則の施行の日前に、改正前の規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(※補足 第2条とは、別表第1 1 建築物 3 社会福祉施設に「就労選択支援」を追加する改正を示します。)

別表第1（第2条、第3条関係）

1 建築物

公 共 的 施 設		特 定 施 設	
1	官公庁施設	国又は地方公共団体が設置する保健所、税務署、警察署、消防署その他の施設	すべてのもの
2	医療施設	病院、診療所、薬局、老人保健施設その他これらに類するもの	すべてのもの
3	社会福祉施設	老人福祉施設、児童福祉施設、身体障害者社会参加支援施設、障害者支援施設、障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援、短期入所（福祉型）又は共同生活援助を行う事業に限る。）の用に供する施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、母子福祉施設、母子健康センター、保健センターその他これらに類するもの	すべてのもの
4 商 業 施 設	(1) 金融機関	郵便局、銀行その他の金融機関の店舗	すべてのもの
	(2) 娯楽施設	劇場、観覧場、映画館、演芸場その他これらに類するもの	左の施設の用途に供する部分の床面積の合計（以下「用途面積」という。）が100平方メートル以上のもの
	(3) 展示施設	展示場その他これに類するもの	用途面積が100平方メートル以上のもの
	(4) 物品販売施設	卸売市場、百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	用途面積が100平方メートル以上のもの
	(5) 飲食施設	飲食店、喫茶店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	用途面積が100平方メートル以上のもの
	(6) サービス施設	理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋その他のサービス業を営む店舗	用途面積が100平方メートル以上のもの
	(7) 遊技施設	マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター、カラオケボックスその他これらに類するもの	用途面積が500平方メートル以上のもの
5	文化施設	図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの	すべてのもの
6	体育施設	体育館、水泳場、ボウリング場、スポーツ練習場その他これらに類するもの	用途面積が500平方メートル以上のもの
7	宿泊施設	ホテル、旅館、民宿その他これらに類するもの	用途面積が500平方メートル以上のもの

8	教育施設	学校(専修学校を含む。)その他これらに類するもの	すべてのもの
9	各種学校等	各種学校、自動車教習所、学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの	用途面積が100平方メートル以上のもの
10	集会施設	集会場、公会堂その他これらに類するもの	用途面積が100平方メートル以上のもの
11	公衆浴場		用途面積が500平方メートル以上のもの
12	自動車車庫	一般公共の用に供される自動車車庫(機械式駐車場を除く。)	用途面積が500平方メートル以上のもの
13	公衆便所		すべてのもの
14	火葬場		すべてのもの
15	共同住宅等	共同住宅、寄宿舍、下宿その他これらに類するもの	用途面積が2,000平方メートル以上のもの
16	事務所	事務所その他これに類するもの	用途面積が2,000平方メートル以上のもの
17	工場	工場その他これに類するもの	用途面積が2,000平方メートル以上のもの
18	複合施設	4から7までに掲げる施設のうち2以上の異なる用途に供されたもので構成されるもの	用途面積の合計が500平方メートル以上のもの

2 公共交通機関の施設

公 共 的 施 設	特 定 施 設
鉄道駅、船舶の発着場及びバスターミナル等の施設で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	すべてのもの

3 道 路

公 共 的 施 設	特 定 施 設
一般の道路(自動車のみの交通の用に供する道路は除く。)	歩道等を新設し、又は改築するもの

4 公園等

公 共 的 施 設	特 定 施 設
都市公園、動物園、植物園、緑地、遊園地その他これらに類するもの	すべてのもの

別表第2（第6条関係）
第1 建築物に関する整備基準

部 分	整 備 基 準 【建築物】
1 出入口	<p>直接地上へ通ずる出入口及び駐車場へ通ずる出入口並びに不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障がい者、高齢者等が利用する室（宿泊施設の客室及び便所を含む。以下「利用室」という。）の出入口のうち、それぞれ1以上の出入口は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 直接地上へ通ずる出入口及び駐車場へ通ずる出入口の有効幅員は、90センチメートル以上とすること。</p> <p>ロ 利用室の出入口の有効幅員は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>ハ 戸を設ける場合において、当該戸は、自動的に開閉する構造又は車いすを使用している者（以下「車いす使用者」という。）その他の障がい者、高齢者等が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>ニ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>ホ 直接地上へ通ずる主な出入口には、必要に応じて、降雨等の影響を少なくするひさし又は屋根を設けること。</p>
2 廊下その他これに類するもの（以下「廊下等」という。）	<p>(1) 表面の仕上げは、滑りにくいものとする。</p> <p>(2) 段を設ける場合において、当該段は、3に定める構造に準じたものとする。</p> <p>(3) 直接地上へ通ずる1に定める構造の各出入口から利用室の1に定める構造の各出入口及び共同住宅等の住戸の出入口（以下「利用室等の各出入口」という。）に至る経路、駐車場へ通ずる1に定める構造の各出入口から利用室等の各出入口に至る経路並びに利用室等の各出入口から5の(1)に定める構造の便所の各出入口に至る経路のうち、それぞれ1以上の経路の廊下等においては、次に定める構造とすること。この場合において、4の(2)に定める構造のエレベーターが設置されるときは、当該1以上の経路は当該エレベーターの昇降路を含むものとする。</p> <p>イ 有効幅員は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>ロ 廊下等の末端付近の構造は、車いすの転回に支障のないものとし、かつ、区間5メートル以内ごとに車いすが転回することができる構造の部分の設けること。</p> <p>ハ 戸を設ける場合において、当該戸は、次に定める構造とすること。</p> <p>(イ) 有効幅員は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>(ロ) 自動的に開閉する構造又は車いす使用者その他の障がい者、高齢者等が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>ニ 高低差がある場合においては、(5)に定める構造の傾斜路及びその踊り場又は車いす使用者用特殊構造昇降機（建築基準法に定める規定に適合する昇降機で専ら車いす使用者の利用に供するものをいう。以下同じ。）を設けること。</p> <p>ホ 1に定める構造の出入口並びに4の(2)に定める構造のエレベーター及び車いす使用者用特殊構造昇降機の昇降路の出入口に接する部分は、水平とすること。</p>

部 分	整 備 基 準 【建築物】
	<p>(4) 直接地上へ通ずる出入口のうち、1以上の出入口から人又は案内設備により視覚障がい者に公共的施設全体の利用に関する情報提供を行うことができる場所までの廊下等には、視覚障がい者誘導用ブロック等（線状ブロック等（視覚障がい者を誘導するための床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床材の色と明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。）及び点状ブロック等（視覚障がい者の注意を喚起するための床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床材の色と明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。以下同じ。）を適切に組み合わせて床面に敷設したものをいう。以下同じ。）を敷設し、又は音声により視覚障がい者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること（教育施設（用途面積が2,000平方メートル以上の地方公共団体の設置する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校並びに特別支援学校を除く。）、各種学校等、共同住宅等、事務所、工場及び自動車販売施設等の自動車関連施設を除く。）。ただし、直接地上へ通ずる出入口又は出入口が視認できる場所において常時勤務する者により視覚障がい者を誘導することができる場合その他視覚障がい者の誘導上支障のない場合においては、この限りでない。</p> <p>(5) 廊下等に設けられる傾斜路及びその踊り場は、次に定める構造（教育施設（用途面積が2,000平方メートル以上の地方公共団体の設置する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校並びに特別支援学校を除く。）、各種学校等、共同住宅等、事務所、工場、自動車販売施設等の自動車関連施設、入所型の社会福祉施設、保育所及び学童保育所にあつては、次のイからトまでに定める構造）とすること。</p> <p>イ 有効幅員は、120センチメートル（段を併設する場合にあつては、90センチメートル）以上とすること。</p> <p>ロ こう配は、12分の1（高さが16センチメートル以下の場合にあつては、8分の1）を超えないこと。</p> <p>ハ 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊り場を設けること。</p> <p>ニ 両側に立ち上げ等を設けること。</p> <p>ホ 高さ80センチメートル程度の手すりを設けること（高さが16センチメートル以下、かつ、こう配が12分の1以下の傾斜路を除く。）。</p> <p>ヘ 表面の仕上げは、滑りにくいものとする。</p> <p>ト 傾斜路の勾配部分は、その踊り場及び当該傾斜路に接する廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより識別しやすいものとする。</p> <p>チ 傾斜路の上端に近接する廊下等及び踊り場の部分には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、次に定める部分は、この限りでない。</p> <p>(イ) こう配が20分の1以下の傾斜路の上端に近接する廊下等及び踊り場の部分</p>

部 分	整 備 基 準 【建築物】
	<p>(ロ) 高さが16センチメートル以下、かつ、こう配が12分の1以下の傾斜路の上端に近接する廊下等及び踊り場の部分</p> <p>(ハ) 傾斜路と連続して手すりが設けられた踊り場の部分</p>
<p>3 階段（踊り場を含む。以下同じ。）</p>	<p>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障がい者、高齢者等が利用する階段は、次に定める構造（教育施設（用途面積が2,000平方メートル以上の地方公共団体の設置する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校並びに特別支援学校を除く。）、各種学校等、共同住宅等、事務所、工場、自動車販売施設等の自動車関連施設、入所型の社会福祉施設、保育所及び学童保育所にあつては、次のイからホまでに定める構造）とすること。</p> <p>イ 高さ80センチメートル程度の手すりを設けること。</p> <p>ロ 主な階段には、回り段を設けないこと。ただし、建築物の構造上回り段を設けない構造とすることが困難な場合においては、この限りでない。</p> <p>ハ 表面の仕上げは、滑りにくいものとする。</p> <p>ニ 側面が壁でない場合は、立ち上げ等を設けること。</p> <p>ホ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段が識別しやすく、かつ、段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。</p> <p>ヘ 階段の上端に近接する廊下等及び踊り場の部分には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、段がある部分と連続して手すりが設けられた踊り場の部分は、この限りでない。</p>
<p>4 昇降機</p>	<p>(1) 2以上の階を有し、用途面積が2,000平方メートル以上の公共的施設（教育施設（地方公共団体の設置する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校を除く。）、各種学校等、共同住宅等、事務所及び工場を除く。）には、エレベーターを設けること。</p> <p>(2) (1)に規定するエレベーターは、次に定める構造（入所型の社会福祉施設に設ける寝台用エレベーターにあつては、次のロ及びニからワまでに定める構造）とし、かつ、主な廊下等に近接した位置に設けること。ただし、次に定める構造と同等以上の性能等を有すると認められるエレベーターを設置する場合においては、この限りでない。</p> <p>イ かごの幅は、140センチメートル以上とすること。</p> <p>ロ かごの奥行きは、135センチメートル以上とすること。</p> <p>ハ かごの平面形状は、車いすの転回に支障がないものとする。</p> <p>ニ かご内には、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。</p> <p>ホ 乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けること。</p> <p>ヘ かご内には、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。</p> <p>ト かご及び昇降路の出入口の有効幅員は、80センチメートル以上とすること。</p>

部 分	整 備 基 準 【建築物】
	<p>チ かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。</p> <p>リ かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置（チに規定する制御装置を除く。）は、視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。</p> <p>ヌ 乗降ロビーの幅及び奥行きは、それぞれ 150 センチメートル以上とすること。</p> <p>ル かご内の側面には、手すりを設けること。</p> <p>ヲ かご内には、かご及び昇降路の出入口の戸の開閉状態を確認することができる鏡を設けること。</p> <p>ワ かご内又は乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。</p>
5 便 所	<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障がい者、高齢者等が利用する便所を設ける場合においては、次に定める構造及び設備を有する便所を 1 以上（男女用の区別があるときは、それぞれ 1 以上）設けること。ただし、高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律施行令（平成 18 年政令第 379 号。以下「令」という。）第 14 条第 2 項の規定により同項の車椅子使用者用便所を便所に設ける場合は、当該すべての便所について、次に定める構造及び設備を有すること。</p> <p>イ 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間（直径 150 センチメートル以上の円が内接でき、かつ便器の前方に 120 センチメートル以上の距離があるもの）が確保され、かつ、腰掛け便座、手すり（L字型手すり及び可動式手すりとする。）、洗浄装置、鏡、洗面器、容易に操作できる水栓器具、非常通報装置、施錠装置、ペーパーホルダー等が適切な位置に配置されている便所（以下「車椅子使用者用便所」という。）が設けられていること。ただし、用途面積が 300 平方メートル未満の公共施設（公衆便所を除く。）においては、車いす使用者が利用できる空間を確保した便所とすることができる。</p> <p>ロ 車椅子使用者用便所の出入口及び当該便所のある便所の出入口の有効幅員は、80 センチメートル以上とし、かつ、車いす使用者の通行に支障となる段を設けないこと。</p> <p>ハ 車椅子使用者用便所の出入口及び当該便所のある便所の出入口に戸を設ける場合において、当該戸は、自動的に開閉する構造又は車いす使用者その他の障害者、高齢者等が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>ニ 車椅子使用者用便所のある便所には、その出入口付近に当該便所が設置されていることを適切な方法で表示すること。</p> <p>ホ 車椅子使用者用便所の洗面器は、車いす使用者が利用できる高さ及び下部に空間を確保した構造とすること。</p>

部 分	整 備 基 準 【建築物】
	<p>(2) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障がい者、高齢者等が利用する便所を設ける場合においては、各便所に腰掛け便座及び手すりを設けた便房を1以上（男女用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けること。ただし、当該便所内に(1)に定める構造の便房を設ける場合においては、この限りでない。</p> <p>(3) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障がい者、高齢者等が利用する男子用小便器を設ける場合においては、両側に手すりのある床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これに類する小便器を1以上設けること。</p> <p>(4) 便所には、次に定める構造及び設備を有する洗面器を1以上設けること。</p> <p>イ カウンター埋め込み式とする又は手すりを設置すること。ただし、車椅子利用者用便房内に設けられた洗面器については、この限りでない。</p> <p>ロ 水栓器具は、レバー式、光感知式その他障がい者、高齢者等が容易に操作できるものとし、高さにも配慮すること。</p> <p>(5) 官公庁施設、医療施設、社会福祉施設（母子福祉施設、母子健康センター及び保健センターに限る。）、商業施設（遊技施設を除く。）、文化施設、体育施設、宿泊施設又は集会施設で、用途面積が2,000平方メートル以上のものに、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障がい者、高齢者等が利用する便所を設ける場合においては、次に定める構造の便所を1以上（男女用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けること。</p> <p>イ 乳幼児いすその他乳幼児を座らせることができる設備（以下「乳幼児いす等」という。）のある便房を1以上設けること。</p> <p>ロ 乳幼児ベッドその他乳幼児のおむつ替えのできる設備（以下「乳幼児ベッド等」という。）を1以上設けること。ただし、便所以外におむつ替えのできる場所を設ける場合は、この限りでない。</p> <p>ハ 乳幼児いす等又は乳幼児ベッド等のある便房及び便所の出入口付近には、当該設備が設置されていることを適切な方法で表示すること。</p> <p>(6) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障がい者、高齢者等が利用する便所を設ける場合で、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項の規定の適用を受けるとき並びに用途面積が2,000平方メートル以上の地方公共団体の設置する高等学校及び中等教育学校（後期課程に限る。）は、次に定める設備のある便房を1以上（男女用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けること。</p> <p>イ 人工肛門又は人工膀胱を使用している者（以下「オストメイト」という。）のための汚物流しを設けた洗浄設備（ただし、既存便所の改修を行う場合等で構造上やむを得ないときは、簡易洗浄装置とすることができる。）を設けること。</p> <p>ロ イに定める洗浄設備が設置されている便房及び当該便房が設置されている便所の出入口付近には、オストメイトのための洗浄設備が設置されていることを適切な方法で表示すること。</p>

部 分	整 備 基 準 【建築物】
6 敷地内の通路	<p>(1) 表面の仕上げは、滑りにくいものとする。</p> <p>(2) 段を設ける場合において、当該段は、3のイからホまでに定める構造に準じたものとする。</p> <p>(3) 通路を横断する排水溝等を設ける場合は、つえ、車いすのキャスター等が落ち込まない溝ふたを設けること。</p> <p>(4) 直接地上へ通ずる1に定める構造の各出入口から当該公共的施設の敷地に接する道又は空地（建築基準法第43条第2項第1号で認められた道又は同項第2号の許可を受けた敷地に接する空地に限る。以下「道等」という。）に至る敷地内の通路及び直接地上へ通ずる1に定める構造の各出入口から駐車場の車いす使用者が円滑に利用できる部分（以下「車いす使用者用駐車区画」という。）に至る敷地内の通路のうち、それぞれ1以上の敷地内の通路は、次に定める構造とすること。ただし、地形の特殊性により当該構造とすることが著しく困難であり、かつ、直接地上へ通ずる1に定める構造の出入口から道等に至る車路を設ける場合における当該出入口から道等に至る敷地内の通路については、この限りでない。</p> <p>イ 有効幅員は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>ロ 50メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。</p> <p>ハ 戸を設ける場合において、当該戸は、次に定める構造とすること。</p> <p>(イ) 有効幅員は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>(ロ) 自動的に開閉する構造又は車いす使用者その他の障がい者、高齢者等が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>ニ 高低差がある場合においては、(6)に定める構造の傾斜路及びその踊り場又は車いす使用者用特殊構造昇降機を設けること。</p> <p>ホ 車いす使用者用駐車区画に至る敷地内の通路には、必要に応じて、降雨等の影響を少なくするひさし又は屋根を設けること。</p> <p>(5) 公共的施設（共同住宅等、事務所、工場及び自動車販売施設等の自動車関連施設を除く。）の直接地上へ通ずる1に定める構造の各出入口から道等に至る敷地内の通路のうち、1以上の敷地内の通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 用途面積が2,000平方メートル以上の公共的施設においては、視覚障がい者誘導用ブロック等を敷設し、又は音声により視覚障がい者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること。</p> <p>ロ 車路に接する部分並びに傾斜路及び段の上端に近接する敷地内の通路及び踊り場の部分には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、次に定める部分は、この限りでない。</p> <p>(イ) こう配が20分の1以下の傾斜路の上端に近接する敷地内の通路及び踊り場の部分</p> <p>(ロ) 高さが16センチメートル以下、かつ、こう配が12分の1以下の傾斜路の上端に近接する敷地内の通路及び踊り場の部分</p> <p>(ハ) 段がある部分又は傾斜路と連続して手すりが設けられた踊り場の部分</p> <p>(6) 敷地内の通路に設けられる傾斜路及びその踊り場は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 2の(5)のイからニまで及びへに定める構造とすること。</p>

部 分	整 備 基 準 【建築物】
	<p>ロ 高さ 80 センチメートル程度の手すりを設けること（高さが 16 センチメートル以下、かつ、こう配が 12 分の 1 以下又はこう配が 20 分の 1 以下の傾斜路を除く。）。</p> <p>ハ 傾斜路の勾配部分は、その踊り場及び当該傾斜路に接する敷地内の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより識別しやすいものとする。</p>
7 駐車場	<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障がい者、高齢者等が利用する自動車の駐車場を設ける場合において、1 以上の車いす使用者用駐車区画は、次に定める構造（用途面積が 2,000 平方メートル未満の公共的施設に自動車の駐車のために供する区画が 30 台未満の駐車場を設ける場合にあつては、次のイからハまでに定める構造）とすること。ただし、令第 18 条第 1 項の規定により同項の車椅子使用者用駐車施設を駐車場に設ける場合は、当該すべての車椅子使用者用駐車施設について次に定める構造とすること。この場合において、次のニからハまでの規定の適用については、「車いす使用者用駐車区画」とあるのは「車椅子使用者用駐車施設」とする。</p> <p>イ 建築物の出入口に最も近い位置に設けること。</p> <p>ロ 区画の幅は、350 センチメートル以上とすること。</p> <p>ハ 床面は、平坦とし、水はけの良い仕上げとすること。</p> <p>ニ 車いす使用者用駐車区画であることを立て看板等見やすい方法により標示すること。</p> <p>ホ 道等から駐車場に至る主な出入口付近には、車いす使用者用駐車区画の位置を標示する、又は位置へ誘導する立て看板を設けること。ただし、塀、樹木等がなく、道等から車いす使用者用駐車区画の立て看板等が視認できる場合は、この限りでない。</p> <p>ヘ 車いす使用者用駐車区画には、必要に応じて、降雨等の影響を少なくするひさし又は屋根を設けること。</p> <p>(2) 車いす使用者用駐車区画へ通ずる出入口から車いす使用者用駐車区画に至る駐車場内の通路は、6 の(1)から(4)までに定める構造とすること。</p>
8 浴室	<p>用途面積が 1,000 平方メートル以上の医療施設、社会福祉施設、宿泊施設及び公衆浴場に、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障がい者、高齢者等が利用する浴室を設ける場合において、1 以上（男女用の区別があるときは、それぞれ 1 以上）の浴室は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 脱衣室及び浴室の出入口は、次に定める構造とすること。</p> <p>(イ) 有効幅員は、80 センチメートル以上とすること。</p> <p>(ロ) 戸は、自動的に開閉する構造又は車いす使用者その他の障がい者、高齢者等が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>(ハ) 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>ロ 表面の仕上げは、滑りにくいものとする。</p> <p>ハ 障がい者、高齢者等が利用できるよう、手すり等が適切に配置されていること。</p> <p>ニ 水栓器具は、容易に操作できるものであること。</p>

部分	整備基準【建築物】
9 更衣室又はシャワー室	<p>用途面積が1,000平方メートル以上の体育施設に、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障がい者、高齢者等が利用する更衣室又はシャワー室を設ける場合において、1以上（男女用の区別があるときは、それぞれ1以上）の更衣室又はシャワー室は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 出入口は、次に定める構造とすること。</p> <p>(イ) 有効幅員は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>(ロ) 戸は、自動的に開閉する構造又は車いす使用者その他の障がい者、高齢者等が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>(ハ) 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>ロ 表面の仕上げは、滑りにくいものとすること。</p> <p>ハ 障がい者、高齢者等が利用できるよう、手すり等が適切に配置されていること。</p> <p>ニ 水栓器具は、容易に操作できるものであること。</p>
10 客室	<p>50室以上の客室を有する宿泊施設には、次に定める構造の客室を客室の総数に百分の一を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）以上設けること。</p> <p>イ 出入口は、次に定める構造とすること。</p> <p>(イ) 有効幅員は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>(ロ) 戸は、自動的に開閉する構造又は車いす使用者その他の障がい者、高齢者等が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>(ハ) 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>ロ 室内の便所は、5の(1)のイからハまでに定める構造とすること。</p> <p>ハ 室内の浴室は、次に定める構造とすること。</p> <p>(イ) 非常通報装置を設けること。</p> <p>(ロ) 8に定める構造とすること。</p> <p>ニ 車いす使用者が円滑に利用できるよう、十分な面積が確保されていること。</p> <p>ホ 視覚障がい者及び聴覚障がい者に配慮した音声、光等による非常警報装置を設けること。</p>
11 授乳場所等	<p>公共的施設には、必要に応じて、円滑に授乳及びおむつ替えができる場所を1以上設けること。</p>
12 観覧席及び客席（以下「観覧席等」という。）	<p>娯楽施設、体育施設及び集会施設に、固定式の観覧席等を設ける場合において、車いす使用者用観覧席等は、席数が100席以上400席以下のときは2席以上の、400席を超えるときは2席に席数200席（200席に満たない場合は、200席とする。）ごとに1席を加えた席数（その席数が10席を超える場合は10席）以上とし、かつ、次に定める構造で、利用しやすい適切な位置に設けること。ただし、令第15条の規定により同条の車椅子使用者用部分を客席に設ける場合は、当該すべての車椅子使用者用部分について、次に定める構造で、利用しやすい適切な位置に設けること。この場合において、次のロ及びハの規定の適用については、「車いす使用者用観覧席等」とあるのは「車椅子使用者用部分」とする。</p> <p>イ 1席につき、幅90センチメートル以上、奥行135センチメートル以上とすること。</p>

部分	整備基準【建築物】
	<p>ロ 周囲より高い位置にある車いす使用者用観覧席等の前面及び側面には、腰壁、手すり等を設けること。</p> <p>ハ 出入口から車いす使用者用観覧席等に至る1以上の経路及び出入口又は車いす使用者用観覧席等から舞台等に至る経路は、円滑に到達できる構造とすること。</p>
<p>13 カウンター、記載台、公衆電話台等（以下「カウンター等」という。）</p>	<p>(1) カウンター等を設ける場合において、1以上のカウンター等を車いす使用者が利用できる高さ及び構造とすること。</p> <p>(2) レジカウンター（商品、サービス等の代金を支払う場所をいう。）を設ける場合において、1以上のカウンターを次に定める構造とすること。</p> <p>イ 有効幅員は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>ロ 車いす使用者が円滑に通過できる構造とすること。</p>
<p>14 改札口</p>	<p>改札口（入場券等の検査又は取集めを行う場所をいう。）を設ける場合において、1以上の改札口を次に定める構造とすること。</p> <p>イ 有効幅員は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>ロ 車いす使用者が円滑に通過できる構造とすること。</p> <p>ハ 案内窓口（券売機）から改札口に至る通路に視覚障がい者誘導用ブロック等を敷設すること。</p>
<p>15 避難設備（緊急時の設備）</p>	<p>(1) 自動火災報知設備及び誘導灯を設ける場合において、視覚障がい者及び聴覚障がい者に配慮した音声、光等による非常警報装置を設けること。</p> <p>(2) 非常口の屋内から外部に至る主要な避難通路には、段差を設けないこと。</p> <p>(3) 防火戸に附帯するくぐり戸下部は、またぐ必要のない構造とすること。</p>
<p>16 案内板</p>	<p>案内板を設ける場合は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 位置、高さ、文字の大きさ、色彩等は、障がい者、高齢者等が見やすく理解しやすいように配慮したものとする。</p> <p>ロ 点字による表記、文字等の浮き彫り、音による案内その他これらに類するものにより、視覚障がい者が円滑に利用することができる構造とすること。ただし、案内所、案内設備等により、視覚障がい者への情報提供が支障なく行われる場合又は教育施設（用途面積が2,000平方メートル以上の地方公共団体の設置する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校並びに特別支援学校を除く。）、各種学校等、共同住宅等、事務所、工場及び自動車販売施設等の自動車関連施設に案内板を設ける場合においては、この限りでない。</p> <p>ハ 車椅子使用者用便房のある便所、エレベーターその他の昇降機、車いす使用者用駐車区画又は令第18条第1項の車椅子使用者用駐車施設を設ける場合は、その位置を表示すること。</p> <p>ニ 必要に応じてローマ字又は絵による表示を行うこと。</p>

別表第2（第6条関係）

第2 公共交通機関の施設に関する整備基準

部 分	整 備 基 準 【公共交通機関】
<p>1 障がい者、高齢者等の円滑な通行に適する経路（以下「移動円滑化経路」という。）</p>	<p>(1) 公共用通路（公共交通機関の施設の営業時間内において常時一般交通の用に供されている道路、駅前広場、通路その他の施設であって、当該公共交通機関の施設の外部にあるものをいう。以下同じ。）と公共車両等の乗降口との間の経路には、移動円滑化経路を乗降場ごとに1以上設けること。</p> <p>(2) 移動円滑化経路の床面に高低差がある場合においては、傾斜路又はエレベーターを設けること。ただし、構造上の理由により傾斜路又はエレベーターを設置することが困難である場合は、エスカレーター（構造上の理由によりエスカレーターを設置することが困難である場合は、エスカレーター以外の昇降機であって車いす使用者が円滑に利用することができる構造のもの）をもってこれに代えることができる。</p> <p>(3) 公共交通機関の施設に隣接しており、かつ、当該公共交通機関の施設と一体的に利用される他の施設の傾斜路（(6)に定める構造のものに限る。）又はエレベーター（(7)に定める構造のものに限る。）を利用することにより障がい者、高齢者等が公共交通機関の施設の営業時間内において常時公共用通路と公共車両等の乗降口との間の移動を円滑に行うことができる場合は、(2)の規定によらないことができる。管理上の理由により昇降機を設置することが困難である場合も、また同様とする。</p> <p>(4) 移動円滑化経路と公共用通路の出入口は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 有効幅員は、90センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。</p> <p>ロ 戸を設ける場合において、当該戸は、次に定める構造とすること。</p> <p>(イ) 有効幅員は、90センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。</p> <p>(ロ) 自動的に開閉する構造又は車いす使用者その他の障がい者、高齢者等が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>ハ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合で、傾斜路を併設する場合は、この限りでない。</p> <p>(5) 移動円滑化経路を構成する通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 有効幅員は、140センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、通路</p>

部分	整備基準【公共交通機関】
	<p>の末端付近の構造を車いすの転回に支障のないものとし、かつ、区間 50 メートル以内ごとに車いすが転回することができる構造の部分の設けた上で、120 センチメートル以上とすることができる。</p> <p>ロ 戸を設ける場合において、当該戸は、次に定める構造とすること。</p> <p>(イ) 有効幅員は、90 センチメートル以上とすること。 ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、80 センチメートル以上とすることができる。</p> <p>(ロ) 自動的に開閉する構造又は車いす使用者その他の障がい者、高齢者等が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>ハ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合で、傾斜路を併設するときは、この限りでない。</p> <p>ニ 照明設備が設けられていること。</p> <p>(6) 移動円滑化経路を構成する傾斜路は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 有効幅員は、120 センチメートル（段を併設する場合にあっては、90 センチメートル）以上とすること。</p> <p>ロ こう配は、12 分の 1（高さが 16 センチメートル以下の場合にあっては、8 分の 1）を超えないこと。</p> <p>ハ 高さが 75 センチメートルを超える傾斜路にあっては、高さ 75 センチメートル以内ごとに踏幅 150 センチメートル以上の踊り場を設けること。</p> <p>(7) 移動円滑化経路を構成するエレベーターは、次に定める構造とすること。</p> <p>イ かごの幅は、内のりを 140 センチメートル以上とし、奥行きは 135 センチメートル以上とすること。ただし、かごの出入口が複数あるエレベーターであって、車いす使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉するかごの出入口を音声により知らせる装置が設けられているものに限る。）については、この限りでない。</p> <p>ロ かご内には、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。</p> <p>ハ かご内には、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。</p> <p>ニ かご及び昇降路の出入口の有効幅員は、80 センチメートル以上とすること。</p> <p>ホ かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。</p> <p>ヘ かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置（ホに規定する制御装置を除く。）は、視覚障がい者が円滑に操作することができる構造とすること。</p>

部分	整備基準 【公共交通機関】
	<p>ト かが及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を有すること。</p> <p>チ 乗降ロビーの幅及び奥行きは、それぞれ 150 センチメートル以上とすること。</p> <p>リ かが内の側面には、手すりを設けること。</p> <p>ヌ かが内には、かが及び昇降路の出入口の戸の開閉状態を確認することができる鏡を設けること。ただし、イのただし書に規定する場合は、この限りでない。</p> <p>ル かが及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていること又はかが外及びかが内に画像を表示する設備が設置されていることにより、かが外にいる者とかが内にいる者が互いに視覚的に確認できる構造とすること。</p> <p>ヲ かが内又は乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、当該エレベーターの停止する階が 2 のみである場合は、この限りでない。</p> <p>(8) 移動円滑化経路を構成するエスカレーターは、次に定める構造とすること。ただし、ト及びチについては、複数のエスカレーターが隣接した位置に設けられる場合は、そのうち 1 のみが適合していれば足りるものとする。</p> <p>イ 上り専用のもので下り専用のもをそれぞれ設置すること。ただし、旅客が同時に双方向に移動することがない場合については、この限りでない。</p> <p>ロ 踏み段の表面及びくし板の仕上げは、滑りにくいものとする。</p> <p>ハ 昇降口において、3 枚以上の踏み段が同一平面上にあること。</p> <p>ニ 踏み段の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより踏み段相互の境界を容易に識別できるものとする。</p> <p>ホ くし板の端部と踏み段との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりくし板と踏み段との境界を容易に識別できるものとする。</p> <p>ヘ エスカレーターの上端及び下端に近接する通路の床面等において、エスカレーターへの進入の可否が示されていること。ただし、上り専用又は下り専用でないエスカレーターについては、この限りでない。</p> <p>ト 有効幅員は、80 センチメートル以上とすること。</p> <p>チ 踏み段の面を車いす使用者が円滑に昇降するために必要な広さとすることができる構造であり、かつ、車止めを設けること。</p>

部 分	整 備 基 準 【公共交通機関】
2 通 路	<p>通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 表面の仕上げは、滑りにくいものとする。</p> <p>ロ 段を設ける場合において、踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段が識別しやすく、かつ、段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。</p>
3 傾斜路	<p>傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 両側に高さ 80 センチメートル程度の手すりを設けること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>ロ 表面の仕上げは、滑りにくいものとする。</p> <p>ハ 傾斜路の勾配部分は、その踊り場及び当該傾斜路に接する通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより識別しやすいものとする。</p> <p>ニ 両側に立ち上げ等を設けること。</p>
4 エスカレーター	<p>エスカレーターには、当該エスカレーターの行き先及び昇降方向を音声により知らせる設備を設けること。</p>
5 階 段	<p>階段は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 両側に高さ 80 センチメートル程度の手すりを設けること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>ロ 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字をはり付けること。</p> <p>ハ 回り段を設けないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>ニ 表面の仕上げは、滑りにくいものとする。</p> <p>ホ 側面が壁でない場合は、立ち上げ等を設けること。</p> <p>ヘ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段が識別しやすく、かつ、段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。</p> <p>ト 照明設備が設けられていること。</p>
6 視覚障がい者誘導用ブロック等	<p>(1) 通路その他これに類するもの（以下「通路等」という。）であって公共用通路と公共車両等の乗降口との間の経路を構成するものには、視覚障がい者誘導用ブロック（線状ブロック（床面に敷設されるブロックであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるもの（日本産業規格 T9251 に適合するものに限る。）をいう。）及び点状ブロック（床面に敷設されるブロックであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるもの（日本産業規格 T9251 に適合するものに限る。）をいう。以下同じ。）を適切に組み合わせて床面に敷設したものをい</p>

部分	整備基準【公共交通機関】
	<p>う。以下同じ。)を敷設し、又は音声その他の方法により視覚障がい者を誘導する装置を設けること。ただし、視覚障がい者の誘導を行う者が常駐する2以上の設備がある場合であって、当該2以上の設備間の誘導が適切に実施される場合は、当該2以上の設備間の経路を構成する通路等については、この限りでない。</p> <p>(2) (1)の規定により視覚障がい者誘導用ブロックが敷設された通路等と1の(7)のへに規定する乗降ロビーに設ける制御装置、7の(5)に規定する設備、便所の出入口及び乗車券等販売所との間の経路を構成する通路等には、それぞれ視覚障がい者誘導用ブロックを敷設すること。ただし、(1)のただし書に規定する場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 階段、傾斜路及びエスカレーターの上端及び下端に近接する通路等には、点状ブロックを敷設すること。</p> <p>(4) 旅客船ターミナルにおいて、乗降用設備その他波浪による影響により旅客が転倒するおそれがある場所には、(1)から(3)までの規定にかかわらず、視覚障がい者誘導用ブロックを敷設しないことができる。</p>
7 案内設備	<p>(1) 公共車両等の運行に関する情報について、文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を設けること。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>(2) エレベーター等の昇降機、傾斜路、便所、乗車券等販売所、待合所、案内所若しくは休憩設備(以下「移動円滑化のための主要な設備」という。)又は(4)に規定する案内板その他の設備の付近には、これらの設備があることを表示する標識を設けること。</p> <p>(3) (2)に定める標識は、日本産業規格Z 8210に適合するものでなければならない。</p> <p>(4) 公共用通路に直接通ずる出入口又は改札口の付近には、移動円滑化のための主要な設備(1の(3)前段の規定により昇降機を設けない場合にあつては、同号前段に規定する他の施設のエレベーターを含む。(5)において同じ。)の配置を表示した案内板その他の設備を設けること。ただし、移動円滑化のための主要な設備の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。</p> <p>(5) 公共用通路に直接通ずる出入口の付近その他の適切な場所には、公共交通機関の施設の構造及び主要な設備の配置を音、点字その他の方法により視覚障がい者に示すための設備を設けること。</p>
8 便所	<p>便所を設ける場合は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 便所の出入口付近には、男女用の区別(当該区別がある場合に限る。)及び便所の構造を音、点字その他の方法により視覚障がい者に示すための設備を設けること。</p> <p>ロ 第1の5の(1)(同号イただし書を除く。)から(4)までに定める構造とすること。</p>

部分	整備基準【公共交通機関】
	<p>ハ 1の(1)に規定する移動円滑化経路と車椅子使用者用便房が設けられた便所との間の経路における通路のうち1以上は、1の(5)に定める構造とすること。</p> <p>ニ 一日の平均乗降客が5,000人以上の公共交通機関の施設については、次に定める構造の便所を1以上(男女用の区別があるときは、それぞれ1以上)設けること。</p> <p>(イ) 乳幼児いす等のある便房を1以上設けること。</p> <p>(ロ) 乳幼児ベッド等を1以上設けること。ただし、便所以外におむつ替えのできる場所を設ける場合は、この限りでない。</p> <p>(ハ) 乳幼児いす等又は乳幼児ベッド等のある便房及び便所の出入口付近には、当該設備が設置されていることを適切な方法で表示すること。</p> <p>ホ 次に定める設備を有する便房を1以上(男女用の区別があるときは、それぞれ1以上)設けること。</p> <p>(イ) オストメイトのための汚物流しを設けた洗浄設備を設けること(ただし、既存便所の改修を行う場合等で構造上やむを得ないときは簡易洗浄装置とすることが出来る。)</p> <p>(ロ) (イ)に定める洗浄設備が設置されている便房及び当該便房が設置されている便所の出入口付近には、当該設備が設置されていることを適切な方法で表示すること。</p>
9 乗車券等販売所、待合所及び案内所	<p>乗車券等販売所、待合所及び案内所を設ける場合は、それぞれ1以上は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 移動円滑化経路と乗車券等販売所、待合所及び案内所との間の経路における通路のうちそれぞれ1以上は、1の(5)に定める構造とすること。</p> <p>ロ 出入口を設ける場合において、そのうち1以上は、次に定める構造とすること。</p> <p>(イ) 有効幅員は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>(ロ) 戸を設ける場合において、当該戸は、次に定める構造とすること。</p> <p>1 有効幅員は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>2 自動的に開閉する構造又は車いす使用者その他の障がい者、高齢者等が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>(ハ) 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合で、傾斜路を併設する場合は、この限りでない。</p> <p>ハ カウンターを設ける場合は、そのうち1以上は、車いす使用者の円滑な利用に適した構造とすること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。</p>

部分	整備基準【公共交通機関】
	<p>ニ 乗車券等販売所又は案内所（勤務する者を置かないものを除く。）は、聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備を備えるとともに、当該設備を保有している旨を当該乗車券等販売所又は案内所に表示すること。</p>
10 券売機	<p>乗車券等販売所に券売機を設ける場合は、そのうち1以上は、障がい者、高齢者等の円滑な利用に適した構造とすること。ただし、乗車券等の販売を行う者が常時対応し、車いす使用者の円滑な利用に適した構造の窓口が設置されている場合は、この限りでない。</p>
11 休憩施設	<p>障がい者、高齢者等の休憩の用に供する設備を1以上設けること。ただし、旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれのある場合は、この限りでない。</p>
12 改札口	<p>(1) 移動円滑化経路上に改札口を設ける場合は、そのうち1以上の改札口の有効幅員は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 自動改札機を設ける場合は、当該自動改札機又はその付近に、当該自動改札機への進入の可否を、容易に識別できる方法で表示すること。</p>
13 乗降場	<p>(1) 鉄道駅のプラットホームは、次に定める構造とすること。</p> <p>イ プラットホームの縁端と鉄道車両の旅客用乗降口の床面の縁端との間隔は、鉄道車両の走行に支障を及ぼすおそれのない範囲において、できる限り小さいものとする。この場合において、構造上の理由により当該間隔が大きいときは、旅客に対しこれを警告するための設備を設けること。</p> <p>ロ プラットホームと鉄道車両の旅客用乗降口の床面とは、できる限り平らとすること。</p> <p>ハ プラットホームの縁端と鉄道車両の旅客用乗降口の床面との隙間又は段差により車いす使用者の円滑な乗降に支障がある場合は、車いす使用者の乗降を円滑にするための設備を1以上備えること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>ニ 排水のための横断こう配は、1パーセントを標準とすること。ただし、ホームドア若しくは可動式ホームさくが設けられたプラットホーム又は構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>ホ 表面の仕上げは、滑りにくいものとする。</p> <p>ヘ ホームドア、可動式ホームさく、内方線付き点状ブロック（日本産業規格 T9251 に適合するものに限る。）その他の視覚障がい者の転落を防止するための設備を設けること（発着するすべての鉄道車両の旅客用乗降口の位置が一定しており、鉄道車両を自動的に一定の位置に停止させることができるプラットホーム（鋼索鉄道に係るものを除く。）にあっては、旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれがない限り、ホームドア又は可動式ホームさくを設けること。）。</p>

部分	整備基準【公共交通機関】
	<p>ト プラットホームの線路側以外の端部には、旅客の転落を防止するためのさくを設けること。ただし、当該端部に階段が設置されている場合その他旅客が転落するおそれのない場合は、この限りでない。</p> <p>チ 列車の接近を文字等により警告するための設備及び音声により警告するための設備を設けること。ただし、ホームドア若しくは可動式ホームさくが設けられたプラットホーム又は電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>リ 照明設備が設けられていること。</p> <p>ヌ 列車に車いす使用者が利用することができる部分を設ける場合は、当該部分に通ずる旅客用乗降口の位置をプラットホーム上に表示すること。ただし、当該位置が一定していない場合は、この限りでない。</p> <p>(2) バスターミナルの乗降場は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 表面の仕上げは、滑りにくいものとする。</p> <p>ロ 乗降場の縁端のうち、誘導車路その他の自動車の通行、停留又は駐車のために供する場所（以下「自動車用場所」という。）に接する部分には、さく、点状ブロック等その他の視覚障がい者の自動車用場所への進入を防止するための設備を設けること。</p> <p>ハ 当該乗降場に接して停留する自動車に車いす使用者が円滑に乗降できる構造とすること。</p> <p>(3) 旅客船ターミナルにおいて旅客船に乗降するためのタラップその他の設備を設置する場合は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 車いす使用者が持ち上げられることなく乗降できること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合には、この限りでない。</p> <p>ロ 有効幅員は、90センチメートル以上とすること。</p> <p>ハ 高さ80センチメートル程度の手すりを設けること。</p> <p>ニ 表面の仕上げは、滑りにくいものとする。</p> <p>ホ 視覚障がい者が水面に転落するおそれのある場所には、さく、点状ブロックその他の視覚障がい者の水面への転落を防止するための設備を設けること。</p>

別表第2（第6条関係）

第3 道路（第4の基準の適用を受けるものを除く。）に関する整備基準

部 分	整 備 基 準 【県道の特定道路以外】
1 歩 道	<p>歩道は、原則として、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 有効幅員は、原則として 200 センチメートル以上とすること。ただし、トンネル及び橋りょう部の区間については、この限りでない。</p> <p>ロ 歩道（縁石を除く。）の車道又は車道に接続する路肩がある場合の当該路肩（以下「車道等」という。）に対する高さは、5センチメートルを標準とする（交差点又は横断歩道において、車道等に接続する歩道の部分を除く。）。ただし、乗合自動車停留所部分における歩道については、乗降する車いす使用者の利便性を考慮して、15センチメートルを標準とする。</p> <p>ハ 歩道と車道等の境界は、縁石、防護柵、植樹帯等を設けること。</p> <p>ニ 横断こう配は、2パーセント以下とすること。</p> <p>ホ 縦断こう配は、5パーセント以下とすること。ただし、沿道の状況等によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。</p> <p>ヘ 歩道が交差点又は横断歩道において、車道等に接続する部分の縁端の段差は、2センチメートル以下とすること。</p> <p>ト ヘの段差に接続する歩道の部分には、車いす使用者が静止し、又は円滑に転回することができる部分を設けること。ただし、沿道の状況等によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>チ 舗装の表面の仕上げは、滑りにくいものとする。</p> <p>リ 切り下げ部へのすりつけこう配は、5パーセント以下とすること。ただし、沿道の状況等によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。</p> <p>ヌ 歩道内に排水溝等を設ける場合は、つえ、車いすのキャスター等が落ち込まない形状の溝ふたを設けること。</p>
2 立体横断施設	<p>立体横断施設を設ける場合には、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 横断歩道橋の有効幅員は、200センチメートル以上とすること。ただし、地下横断歩道については、300センチメートル以上とすること。</p> <p>ロ 傾斜路又は傾斜路付きの階段を設けること（昇降装置等の施設を設置する場合は除く。）。</p> <p>ハ 階段又は傾斜路付きの階段（以下「階段等」という。）の高さが 300センチメートルを超える場合には、その途中に踊り場を設けること。</p> <p>ニ 階段の踏面及び路面の仕上げは、滑りにくいものとする。</p> <p>ホ 階段等及び踊り場には、手すりを両側に設けること。</p>
3 視覚障害者誘導用ブロック等	<p>(1) 視覚障がい者誘導用ブロック等は、次に定める場所に設置すること。</p> <p>イ 視覚障がい者の歩行の多い歩道、公共交通機関の駅等と視覚障がい者の利用が多い施設を結ぶ歩道等は、必要に応じて連続して敷設すること。</p> <p>ロ 横断歩道のある交差点では、横断歩道の直前及び直後に敷設すること。</p> <p>ハ 立体横断施設における階段等の上端及び下端に近接する当該立体横断施設の通路、歩道及び踊り場に敷設すること。</p> <p>(2) 視覚障がい者誘導用ブロック等の色彩は、原則として黄色とすること。</p>

別表第2（第6条関係）

第4 道路（県道の特定道路に限る。）に関する整備基準

部 分	整 備 基 準 【県道の特定道路】
1 歩道等	<p>(1) 道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）には、原則として歩道を設けること。</p> <p>(2) 有効幅員は、次に定めるとおりとすること。</p> <p>イ 歩道又は自転車歩行者道（以下「歩道等」という。）の有効幅員は、原則として道路の構造基準を定めた「三重県が管理する県道の構造の技術的基準を定める規則」に規定する幅員の値以上とすること。</p> <p>ロ 歩道等の有効幅員は、当該歩道等の高齢者、障がい者等の交通の状況を考慮して定めること。</p> <p>(3) 舗装は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とすること。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>ロ 平坦で、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。</p> <p>(4) 勾配は、次に定めるとおりとすること。</p> <p>イ 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。</p> <p>ロ 横断勾配（車両の沿道への出入りの用に供される歩道等の部分（以下「車両乗入れ部」という。）を除く。）は1パーセント以下であること。ただし、(3)のイただし書に規定する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。</p> <p>ハ 切り下げ部へのすりつけ勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、沿道の状況によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。</p> <p>(5) 歩道等と車道又は車道に接続する路肩がある場合の当該路肩（以下「車道等」という。）は、次に定めるとおり分離すること。</p> <p>イ 歩道等には、車道等又は自転車道に接続して縁石線を設けること。</p> <p>ロ 歩道等（車両乗入れ部及び交差点又は横断歩道に接続する部分を除く。）に設ける縁石の車道等に対する高さは15センチメートル以上とし、当該歩道等の構造及び交通の状況並びに沿道の土地利用の状況等を考慮して定めること。</p> <p>ハ 歩行者の安全かつ円滑な通行を確保するため必要がある場合は、歩道等と車道等の間に植樹帯を設け、又は歩道等の車道等側に並木若しくは柵を設けること。</p> <p>(6) 歩道等（縁石を除く。）の車道等に対する高さは、次のとおりとすること。</p> <p>イ 高さは、原則として、5センチメートルを標準とすること。ただし、交差点又は横断歩道に接続する歩道等の部分にあっては、この限りでない。</p> <p>ロ イの高さは、乗合自動車停留所及び車両乗入れ部の設置の状況等を考慮して定めること。</p> <p>(7) 交差点又は横断歩道に接続する歩道等の部分は次に定める構造とすること。</p>

部 分	整 備 基 準 【県道の特定道路】
	<p>イ 縁端は、車道等の部分より高くするものとし、その段差は2センチメートル以下とすること。</p> <p>ロ イの段差に接続する歩道等の部分は、車いす使用者が円滑に転回できる構造とすること。</p> <p>(8) (2)の規定にかかわらず、車両乗入れ部のうち、(4)の口に規定する勾配の基準を満たす部分の有効幅員は、原則として、200センチメートル以上とすること。</p> <p>(9) 歩道等内に排水溝等を設ける場合は、つえ、車いすのキャスター等が落ち込まない形状の溝蓋を設けること。</p>
2 立体横断施設	<p>(1) 道路には、高齢者、障がい者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、高齢者、障がい者等の円滑な移動に適した構造の立体横断施設を設けること。</p> <p>(2) 次に定める構造のエレベーターを設けること。ただし、昇降の高さが低い場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、エレベーターに代えて、傾斜路を設けることができる。</p> <p>イ かごの内り幅は、150センチメートル以上とし、内り奥行きは、150センチメートル以上とすること。</p> <p>ロ イの規定にかかわらず、かごの出入口が複数あるエレベーターで、車いす使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉するかごの出入口を音声により知らせる装置が設けられているものに限る。）の場合は、内り幅は140センチメートル以上とし、内り奥行きは135センチメートル以上とすること。</p> <p>ハ かご及び昇降路の出入口の有効幅員は、イに定める構造のエレベーターの場合は90センチメートル以上とし、ロに定める構造のエレベーターの場合は80センチメートル以上とすること。</p> <p>ニ かご内には、車いす使用者が乗降する際にかご及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。ただし、ロに定める構造のエレベーターの場合は、この限りでない。</p> <p>ホ かご及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていることにより、かご外からかご内が視覚的に確認できる構造とすること。</p> <p>ヘ かご内の側面には、手すりを設けること。</p> <p>ト かご及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を設けること。</p> <p>チ かご内には、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。</p> <p>リ かご内には、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。</p> <p>ヌ かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。</p> <p>ル かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置（ヌに定める制御装置を除く。）は、視覚障がい者が円滑に操作することができる構造とすること。</p> <p>ヲ 乗降ロビーの幅及び奥行きはそれぞれ150センチメートル以上とすること。</p>

部 分	整 備 基 準 【県道の特定道路】
	<p>ワ 停止する階が3以上であるエレベーターの乗降口ビーには、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、かご内にかご及び昇降路の出入口の戸が開いた時にかごの昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 傾斜路は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 有効幅員は、200センチメートル以上とすること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合には、100センチメートル以上とすることができる。</p> <p>ロ 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。</p> <p>ハ 横断勾配は、設けないこと。</p> <p>ニ 二段式の手すりを両側に設けること。</p> <p>ホ 手すりの端部の付近には、傾斜路の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。</p> <p>ヘ 路面は、平坦で、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。</p> <p>ト 傾斜路の勾配部分は、その踊り場及び当該傾斜路に接する歩道等又は通路の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより識別しやすいものとする。</p> <p>チ 両側に、立ち上げ及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。</p> <p>リ 傾斜路の下面と歩道等の路面との間が250センチメートル以下の歩道等の部分への進入を防ぐため必要がある場合は、柵その他これに類する工作物を設けること。</p> <p>ヌ 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊り場を設けること。</p> <p>(4) (2)に定めるもののほか、高齢者、障がい者等の交通の状況により必要がある場合は、次に定める構造のエスカレーターを設けること。</p> <p>イ 上り専用のもので下り専用のをそれぞれ設置すること。</p> <p>ロ 踏み段の表面及びくし板の仕上げは、滑りにくいものとする。</p> <p>ハ 昇降口において、3枚以上の踏み段が同一平面上にあること。</p> <p>ニ 踏み段の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより踏み段相互の境界を容易に識別できるものとする。</p> <p>ホ くし板の端部と踏み段の色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりくし板と踏み段との境界を容易に識別できるものとする。</p> <p>ヘ エスカレーターの上端及び下端に近接する歩道等及び通路の路面において、エスカレーターへの進入の可否が示されていること。</p> <p>ト 踏み段の有効幅員は、100センチメートル以上とすること。ただし、歩行者の交通量が少ない場合は、60センチメートル以上とすることができる。</p> <p>(5) 通路は、次に定める構造とすること。</p>

部 分	整 備 基 準 【県道の特定道路】
	<p>イ 有効幅員は、200センチメートル以上（地下横断歩道にあつては、300センチメートル以上）とし、当該通路の高齢者、障がい者等の通行の状況を考慮して定めること。</p> <p>ロ 縦断勾配及び横断勾配は設けないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合又は路面の排水のため必要な場合は、この限りでない。</p> <p>ハ 二段式の手すりを両側に設けること。</p> <p>ニ 手すりの端部の付近には、通路の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。</p> <p>ホ 路面は、平坦で、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。</p> <p>ヘ 両側に立ち上げ及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。</p> <p>(6) 階段は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 有効幅員は、150センチメートル以上とすること。</p> <p>ロ 二段式の手すりを両側に設けること。</p> <p>ハ 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。</p> <p>ニ 回り段を設けないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>ホ 踏面は、平坦で、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。</p> <p>ヘ 階段の両側には、立ち上げ及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。</p> <p>ト 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段が識別しやすく、かつ、段鼻の突き出しその他つまずきの原因となるものを設けない構造とすること。</p> <p>チ 階段の下面と歩道等の路面との間が、250センチメートル以下の歩道等の部分への進入を防ぐため、必要がある場合は、柵その他これに類する工作物を設けること。</p> <p>リ 階段の高さが300センチメートルを超える場合には、その途中に踊り場を設けること。</p> <p>ヌ 踊り場の踏幅は、直階段の場合は120センチメートル以上とし、その他の場合は、当該階段の幅員の値以上とすること。</p>
3 乗合自動車停留所	<p>(1) 乗合自動車停留所を設ける歩道等の部分の車道等に対する高さは、15センチメートルを標準とすること。</p> <p>(2) ベンチ及びその上屋を設けること。ただし、それらの機能を代替する施設が既に存する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p>
4 自動車駐車場	<p>(1) 自動車駐車場には、全駐車台数が200以下の場合には当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上、全駐車台数が200を超える場合には当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車いす使用者用駐車区画を設けること。</p> <p>(2) 車いす使用者用駐車区画は、次に定める構造とすること。</p>

部 分	整 備 基 準 【県道の特定道路】
	<p>イ 当該車いす使用者用駐車区画へ通ずる歩行者の出入口に最も近い位置に設けること。</p> <p>ロ 区画の幅は、350センチメートル以上とすること。</p> <p>ハ 車いす使用者用駐車区画であることを立て看板等見やすい方法により標示すること。</p> <p>(3) 自動車の出入口又は車いす使用者用駐車区画を設ける際には、次に定める構造の車いす使用者が円滑に利用できる停車の用に供する部分（以下「車いす使用者用停車施設」という。）を設けること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>イ 当該車いす使用者用停車施設へ通ずる歩行者の出入口に最も近い位置に設けること。</p> <p>ロ 車両への乗降の用に供する部分の有効幅員及び有効奥行きは、それぞれ150センチメートル以上とする等、車いす使用者が安全かつ円滑に乗降できる構造とすること。</p> <p>ハ 車いす使用者用停車施設であることを立て看板等見やすい方法により標示すること。</p> <p>(4) 歩行者の出入口は、次に定める構造とすること。ただし、当該出入口に近接した位置に設けられる歩行者の出入口については、この限りでない。</p> <p>イ 有効幅員は、90センチメートル以上とすること。ただし、当該自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口のうち、1以上の出入口の有効幅員は120センチメートル以上とすること。</p> <p>ロ 戸を設ける場合において、当該戸は、有効幅員を120センチメートル以上とする歩行者の出入口のうち、1以上の出入口にあっては自動的に開閉する構造とし、その他の出入口にあっては車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>ハ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>(5) 車いす使用者用駐車区画へ通ずる歩行者の出入口から当該車いす使用者用駐車区画に至る通路のうち、1以上の通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 有効幅員は、200センチメートル以上とすること。</p> <p>ロ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>ハ 路面は、平坦で、かつ、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(6) 自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口がない階（車いす使用者用駐車区画が設けられている階に限る。）を有する自動車駐車場には、当該階に停止するエレベーターを設けるものとし、次に定める構造とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、エレベーターに代えて傾斜路を設けることができる。</p> <p>イ 当該エレベーターのうち、1以上のエレベーターは、(5)に規定する出入口に近接して設けること。</p> <p>ロ 当該エレベーター（イのエレベーターを除く。）は、2の(2)のイからニまでに定める構造とすること。</p> <p>ハ イのエレベーターは、2の(2)に定める構造とすること。</p> <p>(7) 傾斜路は、2の(3)に定める構造とすること。</p> <p>(8) 自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口がない階に通ずる階段は、2の(6)に定める構造とすること。</p>

部 分	整 備 基 準 【県道の特定道路】
	<p>(9) 屋外に設けられる自動車駐車場の車いす使用者用駐車区画、車いす使用者用停車施設及び(5)に規定する通路には、屋根を設けること。</p> <p>(10) 車いす使用者用駐車区画を設ける階に便所を設ける場合において、当該便所は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 便所の出入口付近に、男子用及び女子用の区別（当該区別がある場合に限る。）並びに便所の構造を視覚障がい者に示すための点字による案内板その他の設備を設けること。</p> <p>ロ 床の表面の仕上げは、滑りにくいものとする。</p> <p>ハ 男子用小便器を設ける場合においては、両側に手すりのある床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これに類する小便器を1以上設けること。</p> <p>ニ 1以上（男女用の区別があるときは、それぞれの1以上）の便所は、次に定める構造とすること。</p> <p>(イ) 第1の5の(1)のイからホまでに定める構造とすること。</p> <p>(ロ) 第1の5の(6)のイ及びロに定める設備を設けること。</p> <p>ホ 第1の5の(1)に定める便所にあつては、第1の5の(4)に定める基準に適合させるものとし、それ以外の便所にあつては、第1の5の(2)及び(4)に定める基準に適合させるものとする。</p>
5 移動等円滑化のために必要なその他の施設	<p>(1) 交差点、駅前広場その他の移動の方向を示す必要がある箇所には、高齢者、障がい者等が日常生活又は社会生活において利用すると認められる官公庁施設、福祉施設その他の施設及びエレベーターその他の移動等円滑化のために必要な施設の案内標識を設けること。</p> <p>(2) (1)の案内標識には、点字、音声その他の方法により視覚障がい者を案内する設備を設けること。</p> <p>(3) 歩道等、立体横断施設の通路、乗合自動車停留所及び自動車駐車場の通路には、視覚障がい者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、視覚障がい者誘導用ブロックを敷設すること。</p> <p>(4) 立体横断施設及び自動車駐車場における階段、傾斜路及びエスカレーターの上端及び下端に近接する通路及び踊り場には点状ブロックを敷設すること。</p> <p>(5) 視覚障がい者誘導用ブロックの色彩は、原則として黄色とする。</p> <p>(6) 視覚障がい者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、音声により視覚障がい者を案内する設備を設けること。</p> <p>(7) 歩道等には適当な間隔でベンチ及びその上屋を設けること。ただし、これらの機能を代替するための施設が既に存する場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>(8) 歩道等及び立体横断施設には、照明設備を連続して設けること。ただし、夜間における当該歩道等及び立体横断施設の路面の照度が十分に確保される場合は、この限りでない。</p> <p>(9) 乗合自動車停留所及び自動車駐車場には、高齢者、障がい者等の移動等円滑化のために必要と認められる箇所には、照明設備を設けること。ただし、夜間における当該乗合自動車停留所及び自動車駐車場の路面の照度が十分に確保される場合は、この限りでない。</p>

別表第2（第6条関係）

第5 公園等（第6の基準の適用を受けるものを除く。）に関する整備基準

部 分	整 備 基 準 【県営の特定公園施設以外】
1 園 路	<p>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する主要な園路は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 道路へ通ずる出入口又は駐車場へ通ずる出入口のうち、それぞれ1以上の出入口は、次に定める構造とすること。</p> <p>(イ) 有効幅員は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>(ロ) 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>(ハ) 必要に応じて視覚障がい者誘導用ブロック等を敷設すること。</p> <p>ロ 通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>(イ) 有効幅員は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>(ロ) 舗装の表面の仕上げは、滑りにくいものとすること。</p> <p>(ハ) 縦断勾配は、4パーセント以下とすること。ただし、地形の状況によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。</p> <p>(ニ) 歩車道のある通路については、第3の1に定める構造とすること。</p> <p>(ホ) 必要に応じて視覚障がい者誘導用ブロック等を敷設すること。</p> <p>(ハ) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。</p> <p>ハ 階段は、次に定める構造とすること。</p> <p>(イ) 有効幅員は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>(ロ) 第1の3のイ及びハからホまでに定める構造とすること。</p> <p>(ハ) 階段の上端に近接する通路及び踊り場の部分には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、段がある部分と連続して手すりが設けられた踊り場の部分については、この限りでない。</p> <p>ニ 傾斜路（階段又は段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に定める構造とすること。</p> <p>(イ) 有効幅員は、120センチメートル（階段又は段を併設する場合にあつては、90センチメートル）以上とすること。</p> <p>(ロ) 勾配は、8パーセント以下とすること。</p> <p>(ハ) 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊り場を設けること。</p> <p>(ニ) 両側に立ち上げ等を設けること。</p> <p>(ホ) 高さ80センチメートル程度の手すりを設けること。</p> <p>(ハ) 表面の仕上げは、滑りにくいものとすること。</p> <p>(ト) 傾斜路の上端に近接する通路及び踊り場の部分には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、次に定める部分は、この限りでない。</p> <p>a 勾配が5パーセント以下の傾斜路の上端に近接する通路及び踊り場の部分</p> <p>b 高さが16センチメートル以下、かつ、勾配が8パーセント以下の傾斜路の上端に近接する通路及び踊り場の部分</p> <p>c 傾斜路と連続して手すりが設けられた踊り場の部分</p>

部 分	整 備 基 準 【県営の特定公園施設以外】
2 便 所	便所を設ける場合は、第1の5の(1)から(4)までに定める構造とすること。
3 駐 車 場	<p>駐車を設ける場合において、1以上の車いす使用者用駐車区画は、次に定める構造（自動車の駐車の用に供する区画が30台未満の場合は、次のイからハまでに定める構造）とすること。</p> <p>イ 公園の出入口に最も近い位置に設けること。</p> <p>ロ 区画の幅は、350センチメートル以上とすること。</p> <p>ハ 床面は、平坦とし、水はけの良い仕上げとすること。</p> <p>ニ 車いす使用者用駐車区画であることを立て看板等見やすい方法により標示すること。</p> <p>ホ 道等から駐車場に至る主な出入口付近には、車いす使用者用駐車区画の位置を標示する、又は位置へ誘導する立て看板を設けること。ただし、塀、樹木等がなく、道等から車いす使用者用駐車区画の立て看板等が視認できる場合は、この限りでない。</p>
4 標 識	標識を設ける場合は、第1の16に定める構造とすること。
5 附 帯 設 備	ベンチ、野外卓及び水飲場その他設備を設ける場合は、障がい者、高齢者等が円滑に利用できる構造とすること。

別表第2（第6条関係）

第6 公園等（県営の都市公園に限る。）に関する整備基準

部分	整備基準 【県営の特定公園施設】
1 園路及び 広場	<p>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する令第3条第1号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 出入口は、次に定める構造とすること。</p> <p>(イ) 有効幅員は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>(ロ) 車止めを設ける場合において、当該車止めの相互間の間隔のうち、1以上は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>(ハ) 出入口からの水平距離が150センチメートル以上の水平面を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>(ニ) 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>(ホ) 必要に応じて視覚障がい者誘導用ブロック等を敷設すること。</p> <p>ロ 通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>(イ) 有効幅員は、180センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車いすの転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車いすが転回することができる広さの場所を設けた上で、120センチメートル以上とすることができる。</p> <p>(ロ) (ハ)に掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>(ハ) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。</p> <p>(ニ) 縦断勾配は、4パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。</p> <p>(ホ) 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。</p> <p>(ハ) 表面の仕上げは滑りにくいものとする。</p> <p>(ト) 歩車道がある場合は、第3の1に定める構造とすること。</p> <p>(チ) 必要に応じて視覚障がい者誘導用ブロック等を敷設すること。</p> <p>ハ 階段は、次に定める構造とすること。</p> <p>(イ) 有効幅員は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>(ロ) 両側に高さが80センチメートル程度の手すりを設けること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>(ハ) 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。</p> <p>(ニ) 回り段を設けないこと。ただし、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>(ホ) 第1の3のハからホまでに定める構造とすること。</p> <p>ニ 階段を設ける場合は、傾斜路を併設しなければならない。ただし、地形の状況その他の特別の理由により傾斜路を設けることが困難である場合は、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であ</p>

部分	整備基準 【県営の特定公園施設】
	<p>って高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造のものをもってこれに代えることができる。</p> <p>ホ 傾斜路（階段又は段に代わり、又はこれに併設するものに限る。その踊り場を含む。）は、次に定める構造とすること。</p> <p>(イ) 有効幅員は、120センチメートル（階段又は段を併設する場合にあっては、90センチメートル）以上とすること。</p> <p>(ロ) 縦断勾配は、8パーセント以下とすること。</p> <p>(ハ) 横断勾配は、設けないこと。</p> <p>(ニ) 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊り場を設けること。</p> <p>(ホ) 両側に立ち上げ等を設けること。</p> <p>(ハ) 両側に高さが80センチメートル程度の手すりを設けること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、片側とすることができる。</p> <p>(ト) 表面の仕上げは、滑りにくいものとする。</p> <p>ヘ 高齢者、障がい者等が転落するおそれのある場所には、柵、視覚障がい者誘導用ブロック等その他の高齢者、障がい者等の転落を防止するための設備を設けること。</p> <p>ト 2から7までに規定する特定公園施設のうち、それぞれ1以上及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第2条第2項の主要な公園施設に接続すること。</p>
2 屋根付広場	<p>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する屋根付広場を設ける場合において、そのうち1以上は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 出入口は、次に定める構造とすること。</p> <p>(イ) 有効幅員は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。</p> <p>(ロ) 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>ロ 車いす使用者が円滑に利用できるような十分な空間を確保すること。</p>
3 休憩所及び管理事務所	<p>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する休憩所又は管理事務所を設ける場合において、当該休憩所のうち1以上及び管理事務所は、それぞれ次に定める構造とすること。</p> <p>イ 出入口は、次に定める構造とすること。</p> <p>(イ) 有効幅員は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。</p> <p>(ロ) 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>(ハ) 戸を設ける場合において、当該戸は、次に定める構造とすること。</p> <p>a 有効幅員は、80センチメートル以上とすること。</p>

部分	整備基準 【県営の特定公園施設】
	<p> b 高齢者、障がい者等が円滑に開閉して通過できる構造とすること。 ロ カウンターを設ける場合において、そのうち1以上は、車いす使用者の円滑な利用に適した構造のものとすること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。 ハ 車いす使用者が円滑に利用できるよう十分な空間を確保すること。 ニ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する便所を設ける場合において、そのうち1以上は、6のイからハまでに定める構造とすること。 </p>
<p>4 野外劇場及び野外音楽堂</p>	<p> 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する野外劇場又は野外音楽堂を設ける場合は、それぞれ次に定める構造とすること。 イ 出入口は、2のイに定める構造とすること。 ロ 出入口とハに規定する車いす使用者用観覧スペース及びへに規定する便所との間の経路を構成する通路は、次に定める構造とすること。 (イ) 有効幅員は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端付近の広さを車いすの転回に支障のないものとした上で、80センチメートル以上とすることができる。 (ロ) (ハ)に掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。 (ハ) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合においては、傾斜路を併設すること。 (ニ) 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。 (ホ) 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。 (ハ) 表面の仕上げは滑りにくいものとする。こと。 (ト) 高齢者、障がい者等が転落するおそれのある場所には、柵、視覚障がい者誘導用ブロック等その他の高齢者、障がい者等の転落を防止するための設備を設けること。 ハ 収容定員が200以下の場合、当該収容定員に50分の1を乗じて得た数以上、収容定員が200を超える場合は、当該収容定員に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車いす使用者が円滑に利用することができる観覧スペース（以下「車いす使用者用観覧スペース」という。）を設けること。 ニ 車いす使用者用観覧スペースは、次に定める構造とすること。 (イ) 幅は、90センチメートル以上、奥行きは、120センチメートル以上とすること。 (ロ) 車いす使用者が利用する際に支障となる段を設けないこと。 </p>

部分	整備基準 【県営の特定公園施設】
	<p>ホ 車いす使用者が転落するおそれのある場所には、柵その他の車いす使用者の転落を防止するための設備を設けること。</p> <p>ハ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する便所を設ける場合において、そのうち1以上は、6のイからハまでに定める構造とすること。</p>
5 駐車場	<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する駐車場を設ける場合においては、そのうち1以上に、当該駐車場の全駐車台数が200以下の場合には当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上、全駐車台数が200を超える場合は当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車いす使用者用駐車区画を設けること。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。）の駐車のための駐車場については、この限りでない。</p> <p>(2) 車いす使用者用駐車区画は、次に定める構造（自動車の駐車のために供する区画が30台未満の場合は、次のイからニまでに定める構造）とすること。</p> <p>イ 当該駐車場へ通ずる園路及び広場に最も近い位置に設けること。</p> <p>ロ 区画の幅は、350センチメートル以上とすること。</p> <p>ハ 床面は、平坦とし、水はけの良い仕上げとすること。</p> <p>ニ 車いす使用者用駐車区画であることを立て看板等見やすい方法により標示すること。</p> <p>ホ 道等から駐車場に至る主な出入口付近には、車いす使用者用駐車区画の位置を標示する、又は位置へ誘導する立て看板を設けること。ただし、塀、樹木等がなく、道等から車いす使用者用駐車区画の立て看板等が視認できる場合は、この限りでない。</p>
6 便所	<p>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する便所を設ける場合は、次に定める構造とすること。ただし、ロに規定する第1の5の(3)中「1以上」とあるのは「当該小便器が設けられた便所ごとに1以上」と読み替えるものとする。</p> <p>イ 床の表面の仕上げは、滑りにくいものとする。</p> <p>ロ 第1の5の(1)から(4)までに定める構造とすること。</p> <p>ハ 第1の5の(6)のイ及びロに定める設備のある便房を1以上（男女用の区別があるときは、それぞれ1以上）を設けること。</p>
7 水飲場及び手洗場等	<p>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する水飲場、手洗場、ベンチ又は野外卓を設ける場合は、それぞれ高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造のものとする。</p>
8 掲示板及び標識	<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する掲示板は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造とすること。</p> <p>ロ 当該掲示板に表示された内容が容易に識別できるものとする。</p>

部分	整備基準 【県営の特定公園施設】
	<p>(2) 1から7までの規定により設けられた特定公園施設の配置を表示した標識を設ける場合において、そのうち1以上は、(1)に定めるもののほか、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 標識を設ける位置は、1の規定により設けられた園路及び広場の出入口の付近とすること。</p> <p>ロ 位置、高さ、文字の大きさ色彩等は、高齢者、障がい者等が見やすく理解しやすいように配慮したものとする。</p> <p>ハ 点字による表記、文字等の浮き彫り、音による案内その他これらに類するものにより、視覚障がい者が円滑に利用できる構造にすること。ただし、案内所、案内設備等により視覚障がい者への情報提供が支障なく行われる場合は、この限りでない。</p> <p>ニ 車椅子利用者用便房のある便所、エレベーターその他の昇降機又は車いす利用者用駐車区画を設ける場合は、その位置を表示すること。</p> <p>ホ 必要に応じてローマ字又は絵による表示を行うこと。</p>

別表第3（第7条関係）

公共的施設	図書の種類	明 示 す べ き 事 項
1 建築物	付近見取図	方位、道路及び目標となる建物
	配 置 図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地内の建築物の用途、位置及び出入口、敷地内の通路及び傾斜路、駐車場のうち車いす利用者用駐車区画及び令第18条第1項の車椅子利用者用駐車施設その他の主要な部分の位置及び寸法並びに敷地に接する道路の位置及び幅員
	各階平面図 (構造詳細図)	縮尺、方位、間取り、各室の用途、床の高低、出入口、駐車施設その他の主要な部分の位置及び寸法、車椅子利用者用便房の仕様並びに視覚障がい者誘導用ブロック等の敷設位置
2 公共交通機関の施設	付近見取図	方位、道路及び目標となる建物
	配 置 図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地に接する公共用通路の位置並びに公共交通機関の施設及び出入口の位置
	各階平面図 (構造詳細図)	縮尺、方位、間取り、各室の用途、床の高低、出入口、移動円滑化経路、乗降場その他主要な部分の位置及び寸法、車椅子利用者用便房の仕様並びに視覚障がい者誘導用ブロック等の敷設位置
3 道路	付近見取図	方位、道路及び目標となる建物
	平 面 図	縮尺、方位、道路の位置及び幅員並びに整備に係る箇所的位置、寸法及び仕様並びに視覚障がい者誘導用ブロック等の敷設位置
4 公園等	付近見取図	方位、道路及び目標となる建物
	配 置 図	縮尺、方位、公園等の境界線、土地の高低、公園等内の施設の用途、位置及び出入口、園路、階段及び傾斜路並びに駐車場（車いす利用者用駐車区画）その他の主要な部分の位置、寸法及び仕様、公園等に接する道路の位置及び幅員並びに視覚障がい者誘導用ブロック等の敷設位置
共通	その他整備基準に係る整備計画を明示した図書	